

国立大学教育研究評価委員会（第31回）議事録

1. 日 時 平成24年6月19日（火） 15:00～16:30

2. 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室

3. 出席者

（委員）池上委員、大沢委員、戒能委員、梶山委員、小畑委員、鈴木委員、関本委員、
高倉委員、戸谷委員、豊田委員、中島委員、マルクス委員、福山委員

（事務局）野上機構長、岡本理事、福島理事、川口特任教授、武市研究開発部長、
鈴木評価研究主幹、河野教授、土屋教授、川嶋客員教授、
児島評価事業部長、小笠原評価企画課長 外

議 事

- (1) 評価実施要項（案）について
- (2) 実績報告書作成要領の改定に当たり検討すべき事項について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他

- ・委員会委員、事務局人事異動の紹介があった。
- ・第30回の議事録案が承認された。

（○：委員、●：事務局）

○委員長 それでは、議事に入ります。まず、議題1ですが、「評価実施要項（案）について」検討することにいたします。

第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価についての評価実施要項（案）について、3月26日から4月25日にかけてパブリック・コメントを募集し、その対応案及びそれを踏まえた評価実施要項（案）をワーキンググループでご検討いただいております。本日は主査の杉山副委員長がご都合によりご欠席ですので、主査代理の小畑委員よりご報告をお願いしたいと思います。小畑先生、お願いします。

○ それでは、杉山主査に代わりまして、私から報告させていただきます。

ワーキンググループでは、パブリック・コメントで寄せられました意見について、どのよ

うな対応及び回答を行うかについて検討しました。その結果、ワーキンググループとしては、パブリック・コメントで寄せられた意見を踏まえて、評価実施要項（案）を1カ所修正する必要があるという結論に達しております。

意見と意見への対応の概要を資料2-1の「評価実施要項（案）に対する意見募集の結果について」に、意見と回答案の一覧を資料2-2の「評価実施要項（案）に対する意見対応表（案）」に、意見を踏まえ修正した「評価実施要項（案）」の修正案を資料2-3に示しております。これらの詳しい説明については、事務局からお願いしたいと思います。

● お手元の資料2-1、2-2、2-3をご覧ください。

まず、資料2-1でございますが、今般実施しましたパブリック・コメントの概要についてまとめた資料でございます。募集期間は、3月26日から4月25日にかけての1カ月間募集をさせていただいております。当機構のウェブサイトへの掲載とともに、各法人に、文書にて別途通知をさせていただいております。

いただいたご意見総数は85件、内訳は、国立大学法人が26法人、大学共同利用機関法人からは1法人、国立大学協会からもご意見をいただいております。

資料2-2には、ご意見に対する個別の回答（案）を取りまとめております。本日、本委員会でご意見を賜った上で本機構ウェブサイトに掲載し、各法人には、ウェブサイトに掲載した旨を別途メールでご連絡させていただきたいと考えております。

それでは、いただいた主な意見とワーキンググループでおまとめいただきました回答（案）について、ご説明をさせていただきます。資料2-1と2-2を併せてご覧ください。

資料2-1でございます。まず、主な意見として、スケジュール・プロセスに関するものを3件いただいております。資料2-2で言いますと1ページでございます。ご意見の内容は、現況分析の結果を達成状況評価により活用する観点から、研究業績水準判定に係る資料の提出時期を1カ月前倒しさせていただく案につきまして、学内の手続が2回に分けられてしまうので煩雑だというものです。この点につきましては、研究業績水準判定に係る資料の提出の前倒しにつきましては、部局・法人の体制によっては手続きの負担増も予想されますが、現況分析の結果を達成状況評価に十分活用したいという趣旨の変更ですので、ご理解をいただきたいということで回答（案）を取りまとめております。

また、2点目ですけれども、今回、第1期中期目標期間評価で行ってございました各法人への訪問調査に替えて、ヒアリングを行うという見直しを図っております。その点につきまして、学生、卒業生の面談はないと理解してよいかというご質問がありました。この点につきましては資料2-2のNo.2ですが、基本的には貴見のとおりとし、ただし書きで、評価委

委員会が特に必要と判断した場合を除いては、学生、卒業生の面談は実施しないということで回答（案）を取りまとめております。

次に、現況分析に対するご意見です。傾向として、今回お示しした評価実施要項（案）は、評価の基本方針を取りまとめたものであり、実際に各法人がどのようなフォーマットで、どういったことを実績報告書に記載すればいいのかという細かなことをお示したものではありませんため、こういった評価の方法では困るというご意見ではなく、むしろ質問あるいは確認というものが、件数としては多くなっております。順次ご説明いたします。

現況分析全体に係るご意見として、16件いただいております。資料2-2のNo. 7、8をご覧ください。現況分析結果や研究業績水準判定結果の達成状況評価への反映について、その方法を具体的に示してほしいというご意見、第1期中期目標期間評価との反映方法の違いを明確にしてほしいというご意見をいただいております。回答（案）としましては、第1期中期目標期間評価との違いとして、現況分析部会を達成状況判定会議に先行して実施することで、より現況分析結果を十分に活用しつつ達成状況判定を行う形に見直しをしたということとをまず記述した上で、具体的な評価方法については、今後、本委員会でご議論いただく評価作業マニュアルに記載させていただく予定ということでまとめております。

教育研究水準判定につきましては、26件のご意見、ご要望等をいただいております。資料2-2の8ページのNo. 22でございますが、教育の分析項目を観点として集約しただけでは、大学が記述する内容や作業量はこれまでと変わらないのではないかとご意見をいただいております。この点に関しましては、教育の水準判定においては分析項目・観点の簡素化に伴い、記述いただく内容についても効率化する方向で検討を行っており、具体的な記述内容の例示については、今後、本委員会でご議論いただきます実績報告書作成要領に記載する予定である旨、回答（案）にまとめております。

また、No. 23 では、教育の分析項目・観点が大きくくり化されたことは好ましいという歓迎のご意見とともに、ただし、評価を行う際のポイントとなる事項については、遅くとも平成27年度当初までには示してほしいというご要望もいただいております。

次に、研究業績の提出数について、第2期中期目標期間評価では、第1期中期目標期間評価において専任教員の50%を上限としていた提出数を、20%を目安とする形に引き下げを行っております。この点に関しまして、複数の法人から、その理由を教えてくださいというご質問をいただいております。資料2-2の14ページのNo. 33以降ですが、研究業績水準判定の見直しの理由として、試行的評価及び平成16～19年度評価において、評価者に実際にSS又はSと判定された結果をもとに20%を目安とした旨、記述しております。

質の向上度の判定については、18件のご意見をいただいております。第2期中期目標期間評価では、すべての学部・研究科等ごとに質の向上度に関する資料を提出していただく方式ではなく、法人が学部・研究科等ごとに、第1期中期目標期間末と第2期中期目標期間末の状況を比較・分析し、重要な質の変化があったと判断できる場合にのみ資料をご提出いただく形に変更しております。この点に関しまして、重要な質の変化がなかったと自己評価をして、自己分析の結果を提出しなかった場合、質の向上度はどのように評価されるのかというご質問がありました。資料2-2の23ページのNo.54ですが、重要な質の変化があったと判断せず、質の向上度に関する資料の提出がなかった場合には、水準判定の記載及び基礎となる資料・データ等を根拠に、質の向上度の判定を行うという回答（案）をまとめております。

質の向上度に関する2点目として、第1期中期目標期間末の状況と第2期中期目標期間末の状況とを比較・分析することに関してご質問をいただいております。第1期中期目標期間評価における質の向上度は、法人化時点と評価時点における水準を比較・分析して判断するものでしたが、法人化時点の水準が必ずしも明らかではない場合も想定されることから、法人化以降、評価時点の水準に至るまでの具体的な改善・向上の事例を各法人から提出していただく手法をとっております。それを踏まえて、法人から、第1期中期目標期間評価で提出した事例を追跡して、第2期中期目標期間末の状況と比較・分析しなければいけないのかというご質問がありました。資料2-2の23ページのNo.55ですが、第2期中期目標期間評価では、第1期中期目標期間末と第2期中期目標期間末の水準を比較・分析することが可能であるため、必ずしも第1期中期目標期間末の事例を再度確認し、提出していただく必要はないという旨の回答（案）を取りまとめております。

次に、達成状況評価に関して、3件のご意見、ご質問をいただいております。第2期中期目標期間評価につきましては、現況分析の結果を達成状況評価により活用する観点から、各中期計画の分析において、特に関連する学部・研究科等の名称を記載していただくという変更を行っております。この点について、各中期計画に特に関連する学部・研究科等の名称を記載することは、達成状況報告書と現況調査表とにおいて、これまで以上に連携した記載が求められることになり、簡素化・効率化の方針に逆行するというご意見をいただいております。資料2-2、28ページのNo.64の②の部分ですが、当該変更は、現況分析結果を十分に活用して達成状況評価を行う趣旨であるため、ご理解をいただきたいという旨を記載しております。

また、資料2-1の裏面の（4）ですが、個性の伸長に向けた取組、東日本大震災からの復旧・復興への貢献に関するものについても、4件のご意見をいただいております。例えば

「東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組等」は、顕著な取組が評価結果に特記されるという方針が実施要項に記載されているけれども、同じく新たに欄を設けることになっている「個性の伸長に向けた取組」の部分は、評価に当たってどのような取り扱いになるのかというご質問をいただいております。資料2-2の30ページ、No.69をご覧ください。「個性の伸長に向けた取組」の記載欄の活用方法として、各中期計画の段階判定、あるいは優れた点の抽出に当たって活用することを現在検討している旨、記載しております。また、具体的な方法については、今後作成する実績報告書作成要領、または評価作業マニュアルに記載予定である旨、記載しております。

その他として、認証評価の活用に関するものについて、3件のご質問、ご意見をいただいております。認証評価の結果、あるいは提出資料・データの活用について、具体的な利用方法、あるいはデータ等の例示をしてほしいというご要望をいただいております。31ページのNo.71でございます。活用の想定として、機関別認証評価、あるいは専門分野別認証評価の結果や提出資料・データ等について、関連する中期計画の分析の根拠資料として活用いただくことを想定している旨を記載した上で、具体的な例示については、今後開催する法人向けの説明会等の場を通じて、周知を図っていきたいということをお返答（案）として取りまとめております。

また、大学情報データベースに関するご意見を5件ほどいただいております。参考資料1をご覧ください。従来、各法人のご協力をいただきまして、整備・運用させていただいておりました大学情報データベースに関しましては、こちらの通知にありますとおり、平成22年の閣議決定を踏まえ、平成23年度末をもって運用を停止しております。一方で、平成23年4月から、大学情報の公表が義務付けられたこともあり、現在、大学コミュニティー間で、特に大学の教育情報の活用、あるいは公表を進めていこうという議論が活発化しております。それに伴いまして、大学コミュニティー間で運営する新たな大学情報データベース「大学ポートレート（仮称）」を、コミュニティー間で新たに整備していこうという構想が進んでおります。本機構は、この検討のための準備委員会の事務局を務めさせていただいております。現在の予定では、平成24年度から25年度にかけて、こういった項目のデータを蓄積し、こういったものを公表していくのかということをお準備委員会で検討いただいた後に、平成26年度を目処にシステムの運用を開始する形で、議論が進んでいるところです。

本機構におきましては、既存の大学情報データベースにつきましては、平成23年度末をもって運用を停止させていただいておりますが、新たに構築される「大学ポートレート（仮称）」を活用させていただき、これまで法人にご協力いただき蓄積したデータも含め、そちらのポ

ートレートに移行して、法人評価で活用していきたいと考えております。

法人からの具体の意見として、資料2-2、32ページでございます。大学評価・学位授与機構において、「大学ポートレート（仮称）」を整備するようであるが、これを活用する予定があるのかというご質問をいただいております。本機構では、第2期中期目標期間の国立大学法人評価においても、第1期中期目標期間評価と同様に、データに基づく分析作業が必要と考えており、このため大学情報データベース運用停止後の代替措置として、「大学ポートレート（仮称）」を活用する方向で検討している旨を記載させていただいております。また、具体的な活用方法については、大学ポートレート（仮称）準備委員会の今後の審議を踏まえて検討を行い、法人向けの説明会等の場で周知を図っていききたいと考えているということで、回答（案）を取りまとめております。

そのほか、実績報告書作成要領に関するご意見を数件いただいております。資料2-2の34ページ以降でございます。例えば、実績報告書作成要領を早めに示してほしいというご要望、あるいは第2期中期目標期間評価でも字数等の制限は設定されるのかというご質問、また研究業績水準判定については、フォーマットについて、特にコンパクトにまとまった様式にしてほしいというご要望もいただいております。

また、今回パブリック・コメントにかけさせていただいた資料について、第1期中期目標期間評価からの変更点だけではなくて、変更に至るまでの理念や経緯も併せて示してもらえるとわかりやすいというご要望もいただいております。

以上のようなご意見、ご質問について、ワーキンググループでご議論いただいた結果といたしまして、先ほど小畑委員よりご報告いただきましたとおり、評価実施要項（案）を修正すべきご意見を1法人からいただいております。資料2-2の8ページのNo.21でございます。教育研究水準判定に関する記述内容として、判定結果と判断理由を記述すると記載すべきところが3カ所ございました。その中の1カ所について、判定結果と判断理由とともに、特記事項を記述すると記載されている箇所が1カ所あり、この点に関しまして、整合性がとれていないのではないかというご意見をいただきました。この点につきましては、全くご指摘のとおりでございましたので、朱書きでお示ししている「特記事項」の部分を削除し、正しく「判断理由の記述」という形に修正をすべきとのご意見をワーキンググループでいただいております。パブリック・コメントの対応等につきましては、以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、今説明がありましたパブリック・コメントを踏まえて修正した評価実施要項（案）について、ご審議をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、ご意見があればお願いします。

基本的にはワーキンググループで検討いただいておりますが、ご意見があれば、今週中に事務局へご意見を出していただくことにしたいと思います。それでよろしいですか。

● お手間をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、よろしくお願いいたします。ご意見をいただいた場合はそれを整理して、必要に応じて修正したいと思います。修正の内容等については、私にご一任いただきたいと思います。その修正したものを評価実施要項として、文部科学省の国立大学法人評価委員会、これは11月に開催予定ですが、そこへ報告させていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。「実績報告書作成要領の改定に当たり検討すべき事項について」です。この議題についても、改定の方向性などについてワーキンググループにおいて検討を進めていただいておりますので、小畑委員よりその検討状況をご報告いただければと思います。

○ それでは、杉山主査に代わりまして私からご報告させていただきます。

今、議論いただきました評価実施要項（案）に基づいて、国立大学法人等実績報告書を提出するわけですが、その実績報告書の改正にかかわる検討事項について検討を進めております。この検討事項の課題としては、今、5点に集約して検討を進めていますが、その課題と見直しの方向性等の概要を資料3-1にまとめてございます。それから、それぞれの課題についての詳しい内容を資料3-2から3-5にまとめています。これらの詳しい内容については、事務局から説明をお願いします。

● お手元の資料3-1をご覧ください。ただいま小畑委員よりご紹介いただきましたように、ワーキンググループでは、評価実施要項（案）に基づき、各法人にどのような内容のものをどういうフォーマットで書いていただいたらよいかというのを記載しております実績報告書作成要領の改定すべき箇所について、検討を進めていただいております。現在、おおむね5点ほど課題の検討を進めていただいている状況です。順次ご紹介させていただきます。

まず、1点目の「法人が行う自己判定の範囲について」です。法人には実績報告書を作成いただく際に、各法人に自己の実績を自己判定していただいております。こういった自己判定を基に、評価者が法人の主張も踏まえながら評価をするという形になっております。1点目の検討課題は、この自己判定について、第2期中期目標期間評価において見直すべき箇所がないかどうかということについてです。

この点について、まず論点として幾つかお示しさせていただきます。論点の大きな1点目、中期目標の達成状況評価の部分です。これに関しましては、検証アンケートにおき

まして、法人から、中期計画ごとの判定と判断理由を示してほしいというご意見をいただいております。これに関しまして、第1期中期目標期間評価にどのような形で判定、あるいは判断理由をお示しさせていただいたかということを紹介させていただきます。

お手元の資料3-2をご覧ください。「2. 見直し案」の左側の部分ですが、第1期中期目標期間評価につきましては、各法人に、まず中期計画の実施状況について記述いただいた上で、中期目標の小項目、中項目について自己判定を行い、その自己判定の判断理由を記述するという方式になっていました。評価者は、法人の自己判定を参考としながら、小項目、中項目段階で判定と判断理由を記述するという方法でした。このような第1期中期目標期間評価の方法に関して、検証アンケートでは、法人の希望としては、中期計画段階の判定、判断理由を示してほしいというご意見をいただいております。

その趣旨としては、より改善に資するように活用することを考えると、やはり中期計画段階ごとの判定や判断理由があったほうが役に立つということです。このようなご意見も踏まえて、第2期中期目標期間評価の設計を考えた場合に、法人が中期計画ごとに自己判定をし、その判断理由を記述する必要性について、どのように考えたらいいのかというような論点がござります。

これに関しまして、第2期中期目標期間評価の中期計画の判定に当たりましては、資料3-2の「参考」に書かせていただいておりますとおり、第1期中期目標期間評価の3段階方式を見直して、1段階上の「非常に優れている」という区分を追加した4段階判定に見直しを行っております。このように第2期中期目標期間評価では、中期計画の段階判定の区分に「非常に優れている」という項目を新たに設けますが、法人が自己判定する場合において、同様の区分を設けることが必要かどうかという論点についても併せてお示しさせていただいております。

今ご紹介した法人のご希望と、一方で評価者からはどのようなご意見をいただいているかといいますと、第1期中期目標期間評価のような中期計画の実施状況をまず書いて、小項目において総括的に達成状況を記述するという方式は、実施状況のみが記述され、その成果の記述が不明瞭になる傾向があるため、評価がしにくいというご意見もいただいております。そういった評価者からのご意見も踏まえた場合に、小項目、中項目レベルでの自己判定の必要性についてどう考えたらいいのかというのが論点の2点目です。

また、学部・研究科等の現況分析についても見直すべき点はないかということでご議論をいただいております。この点につきましては、第2期中期目標期間評価については、特に「教育」の分析項目・観点につきましては、5つの分析項目（10観点）から2つの分析項目（4観

点)に簡素化しております。

資料3-2の裏面の「参考」部分ですけれども、第1期中期目標期間評価では、「教育」の部分について、実施体制から進路・就職の状況まで5項目10観点があったものを、第2期中期目標期間評価では、教育活動の状況、教育成果の状況ということで、分析項目・観点ともに集約しています。この集約に伴い、法人が自己判定を行う範囲をどのように考えたらいのかについて、ワーキンググループでご議論いただいております。

ワーキンググループでの検討状況として、まず、達成状況評価に関してご説明いたします。資料3-2の1ページでございます。達成状況評価におきましては、検証アンケートにおける法人、評価者からのご意見を踏まえ、中期計画ごとに実施状況と段階判定を記述いただく必要があるのではないかとというのがまず1点目の見直しでございます。一方で、評価者からの意見として、小項目、中項目段階では、どうしても記述の内容、特に成果の部分が不明瞭になってしまう傾向があるので、評価しにくいというご意見もありましたので、それに伴い、見直し案として、中期計画ごとに実施状況、段階判定、判断理由を記述いただき、小項目、中項目ごとの段階判定、判断理由の記述を廃止するという方向でどうかというご意見をいただいております。

また、中期計画の段階判定の区分に「実施状況が非常に優れている」という上の区分が追加されたことに伴い、自己判定において、この4段階で行っていただく必要があるかどうかについても、あわせて議論いただいております。議論の結果として、「非常に優れている」と「良好である」ということの違いを法人にさせていただくのは、なかなか大変であろうというようなご意見もあり、法人が自己判定をしていただく場合は「良好である」「おおむね良好である」「不十分である」という3段階で行って、その法人側から出していただいた自己判定の結果を踏まえて、評価者側が「非常に優れている」という判定を活用すれば、そのほうが法人にとっては書きやすいのではないかとというのがワーキンググループでの結論でした。

次に、現況分析について、資料3-1の2ページの部分です。第2期中期目標期間評価においては、先ほどご紹介申し上げましたとおり、分析項目・観点を大きくりにしております。それに伴い、観点に含まれる要素というのが第1期中期目標期間評価に比べて多くなる可能性があります。このような状況も踏まえ、第1期中期目標期間評価では、分析項目ごとに段階判定、判断理由を記述いただいていたものを、観点ごとに実施状況を自己分析していただいた上で、段階判定、判断理由を記述していただくという方向が考えられるのではないかとということで、ご意見をいただいているところです。以上が、法人が行う自己判定の範囲につ

いてのワーキンググループでの検討状況です。

また、大きな2点目でございますが、「現況分析における根拠資料・データ例について」でございます。お手元の資料にある紫の資料「実績報告書作成要領」の27ページをご覧ください。

こちらは第1期中期目標期間評価の実績報告書作成要領において、どのように各法人に根拠となる資料・データ例をお示ししていたかという記述の箇所です。第2期中期目標期間評価については、教育の分析項目・観点を集約しているため、その集約に対応した形で、こちらの根拠資料あるいはデータ例についても見直す必要があるのではないかとということが論点です。

2つ目の論点として、例えば学習成果や内部質保証の重視等、高等教育を取り巻く情勢等も、第2期中期目標期間に入り変わってきているところもありますので、こういった情勢も踏まえて、一定の根拠資料やデータなどは必須として位置付けてご提出いただく必要もあるのではないかとということについても、論点としてお示しさせていただいております。

ワーキンググループの議論といたしましては、まず、この第1期中期目標期間評価での根拠となる資料・データ例ですが、例えば「実績報告書作成要領」27ページの「分析項目Ⅱ教育内容」の観点2-1、教育課程の編成のところですが、この観点では、教育課程が体系的に編成されているか、あるいは授業科目が教育課程編成の趣旨に沿った適切な配置・内容となっているかについて、把握しますというような形で書かれており、その上で、根拠となる資料・データ例がすぐ下に記載されていますが、この資料やデータ例を使って、具体的にどのようなことを実績報告書に記述すればいいのかというようなことが必ずしも明確ではないという状況がございました。

そのような書き方になっていることも踏まえ、ワーキンググループでの見直しの方向性として、分析項目・観点を簡素化に伴う根拠資料・データ例の整理とともに、第2期中期目標期間評価では、法人がもう少し自己分析、実績報告書の作成をしやすいように、観点ごとに求められる記述内容や資料・データ等、分析に当たっての留意点をわかりやすく示す必要があるのではないかとご意見をいただいております。

検討の3点目、「文字数等の上限について」です。第1期中期目標期間評価では、法人に実績報告書を作成していただくに当たって、実績報告書については、字数制限を設けており、根拠資料についてもページ制限を設けております。こういった文字数等の制限につきまして、第2期中期目標期間評価についてはどうするかということが3点目の検討課題です。

第1期中期目標期間評価において、どのような設計としていたかについて、資料3-3に

まとめておりますのでご覧ください。「中期目標の達成状況評価」に関しましては、「2. 見直し案」の第1期中期目標期間評価の記述にあるとおり、法人の規模、具体的に言いますと、学部・研究科等の数に応じて、それぞれ字数制限、あるいは資料のページ制限を設けておりました。これに関して、法人からのご意見として、特に中期計画数が多い法人から否定的なご回答をいただいている一方で、評価者からは適切な分量だったというご回答が多いという状況になっております。第2期中期目標期間については、そもそもの中期目標・計画の数がかなり減っております。そういった状況も踏まえ、改めて字数制限の設定をどう考えるかということが論点です。

これについて、第2期中期目標期間の中期目標・計画の策定状況も含めて試算をしたものが、資料3-3の1ページの下「参考」の部分です。学部・研究科等の数に応じて、字数あるいはページ数の上限の設定が異なっていますが、右側の欄のとおり、第2期中期目標期間の中期目標・計画の策定状況に応じて計算し直してみますと、「1期との比較」欄ですが、学部・研究科等の数が12以上のところでは3.4倍、4以下のところでは2.4倍の分量を書きただけのような形になっており、平均値では、第1期中期目標期間と比べて3倍の分量を実績報告書に書きただけの状況になっております。

同じく学部・研究科等の現況分析についても試算しております。資料3-3の裏面、2ページ一番下に「参考」として記載しておりますが、「教育」と「研究」ごとに、第2期中期目標期間評価での設定状況を踏まえて計算し直しますと、「教育」については2.2倍、「研究」については1.4倍の分量を書きただけのことになります。

このような状況を踏まえ、見直しの方向性としましては、達成状況評価及び現況分析ともに、さらに上積みして上限を引き上げる必要はないのではないかとということで、ワーキンググループでの意見をまとめていただいております。

検討項目の4点目、「ウエイトについて」です。こちらは第1期中期目標期間評価で設定していましたウエイト方式、具体的に申しますと、中期目標・計画数が多数あったことから設けていた複雑なウエイト方式をどのようにすべきかという点について、ご検討をいただいております。

参考資料2をご覧ください。第1期中期目標期間評価でのウエイト方式がどのようなものかまとめた資料です。第1期中期目標期間では、中期目標・計画の数かなり多く、中期計画では法人全体で1万を超えているという状況にあり、かなり総花的な傾向が見受けられたことから、各中期目標・中期計画によって重要性が異なるのではないかと問題意識があり、採用された方式です。

具体的には、まず、各法人に、作成した中期目標・計画の中で特に重視するものに「ウエイト」という記号を付していただきました。そして、評価者は、法人が付したウエイトが適切かどうかを判断し、そのすべてが妥当であると判断し、かつ妥当であると判断したすべての中期計画あるいは小項目の判定の結果が一定の水準以上、具体的には、「良好」又は「非常に優れている」という場合で、かつ平均値が範囲の上限に極めて近い場合は、中項目の段階判定を1段階上位に変更できるという、平均値を利用した方式を採用しておりました。

このような方式を採用した結果、具体的に判定が変わった法人がどれぐらいあったかということですが、参考2の一番下の欄をご覧ください。ウエイトを設定した40法人のうち、判定変更まで至った法人は8法人、設定件数では、ウエイトを設定した574件のうち、判定変更に至ったのは10件で、約2%未満ということになっております。

このウエイト方式の見直しについて、ワーキンググループでの議論をまとめたものがお手元の資料3-4です。ウエイト方式については、法人からの検証アンケートにおきまして、法人、評価者ともに肯定的なご意見は3割程度にとどまっております。ご意見の趣旨としては、まず複雑でわかりにくいというところが多くなっております。また、第2期中期目標期間では中期目標・計画数が大幅に減少しており、そもそもこのウエイト方式を取り入れた背景自体の変化が生じております。

こういった状況も含め、ワーキンググループで議論をいただいた結果として、まず1点目として、第2期中期目標期間においては中期目標・計画の数かなり精選されて項目数が大幅に減少しているため、中期目標・計画によってその重要度が変わるというのは、そもそも前提として相当程度解消されているのではないかと、また、2点目として、第2期中期目標期間評価においては中期計画の判定を3段階から4段階に変更しており、資料3-4の裏面ですが、第1期中期目標期間評価の「良好である」「おおむね良好である」「不十分である」という3段階の評定に加えて、第2期中期目標期間評価では「非常に優れている」という区分を追加し、中期計画の段階でよりきめ細やかな評価を行うことができる区分評定になっております。加えて、第2期中期目標期間評価においては、新たに「個性の伸長に向けた取組」欄を設けることとしております。この「個性の伸長に向けた取組」欄で、中期計画に特に関連する学部・研究科等がある場合は、その名称等を実績報告書に記載していただくことになっております。このような変更を踏まえると、「個性の伸長に向けた取組」に記載された内容から、法人が重視する目標や計画というものは把握が可能ではないかということがあります。また、関連する学部・研究科名も書いていただきますので、関連する学部・研究科等の現況分析の結果から、個性の伸長に関するグッド・プラクティスの抽

出等も可能となるのではないかということがあります。

よって、第1期中期目標期間評価の平均値を利用した複雑なウエイト方式ではなく、新たに設ける「個性の伸長に向けた取組」欄を活用して、中期計画の段階判定時に積極的に評価すれば、法人が重視する中期計画・目標の吸い上げができるのではないかというのが見直しの方向性です。

検討課題の5点目です。研究業績水準判定についてです。研究業績水準判定に係る資料については、パブリック・コメントで、様式の簡略化等を図ってほしいというご意見をいただいております。また、提出時期が1カ月前倒しになるのは、学内手続等が2度必要で煩雑だというご意見もいただいております。このようなパブリック・コメントのご意見も踏まえ、さらなる効率化等が図れないかというのが検討課題の5点目です。

論点といたしましては、研究業績水準判定に係る資料の提出時期、あるいは提出数の変更に伴い、提出方法あるいは様式を見直す必要がないかということに加え、第1期中期目標期間評価では、提出いただく研究業績に関して、「学術的意義」を有するものであるのか、あるいは「社会、経済、文化的意義」を有するものであるのかというのを、二者択一で選んで出していただくというような方式を採用しておりました。この点に関しまして、両方の意義を有する場合は、書き方に困るというご意見もいただいておりますので、その点をどうするかについても論点として書かせていただいております。

また、「SS」及び「S」の判定基準をもう少し明確化してほしいという意見もあります。このような意見についてもどのような対応をするかということについて、資料3-1の論点に書かせていただいております。

これらの論点について、ワーキンググループにおいて議論いただいたのが資料3-5です。併せて参考3もご覧ください。

参考3は、第1期中期目標期間評価において研究業績水準判定をする際に、法人に作成していただいていた資料を一覧にまとめたものです。第1期中期目標期間評価として、平成16～19年度評価では5つの資料、それから平成20、21年度評価では、学部・研究科等の研究業績という資料をご提出いただいております。これらの資料の効率化についてどう考えるかということです。

ワーキンググループでは、まず、パブリック・コメントにおいて、この参考3の平成16～19年度評価の部分で、研究業績リストⅠ表と研究業績説明書Ⅱ表という形で資料をつくっていただいていた部分について、Ⅰ表とⅡ表は内容が重複するところがあるので不要ではないか、もっとコンパクトにまとめてほしいという具体のご提案をいただいていることを踏まえ

て、どういふ見直しをするかといふことを議論いただきました。

また、第1期中期目標期間評価では、法人が中期目標・計画を策定する際に重点的に取り組む研究領域というものを設定されていまして、それを反映して、研究業績水準判定に当たりましても、それに応じた帳票、資料をつくっていただいております、それがⅢ表以下のものとなっております。第2期中期目標期間においては、この重点的に取り組む領域の設定自体がなくなっておりますので、Ⅲ表、Ⅳ表は自動的に作成いただく必要がなくなります。

I表、II表をどうするかという検討課題については、参考3の裏面以降に、16～19年度評価で法人に提出いただいたI表、II表と、平成20、21年度評価の際に使用した様式を付けております。パブリック・コメントで具体的にいただいたご意見では、平成16～19年度評価で使ったようなI表、II表という書き分けで2つ資料を出すのではなくて、平成20、21年度評価で使ったような形で、集約した表のみを提出すればいいような形に見直してほしいというようなご意見をいただいているところです。

こういった意見を踏まえ、見直しの方向性といたしましては、まずフォーマットとして、これまでI表からIV表まで、数といたしましては5種類いただいていた資料を集約し、平成20、21年度評価の際のような資料のみを出していただく形に見直すことが考えられるのではないかということが1点です。

また、重点的に取り組む領域については、先ほどご説明させていただきましたように、自動的に廃止する方向でどうかということが2点目です。

3点目は、第2期中期目標期間評価については、中期目標の達成状況判定に研究業績水準判定結果を参考にするという方針を示しておりますので、この関連付けがしやすいよう、I表とII表を集約した表の中に、新たに「関連する中期計画」欄を設けてはどうかという点です。

4点目は、第1期中期目標期間評価では二者択一であった「学術的意義」と「社会、経済、文化的意義」について、双方の意義を有する場合については、両方の意義で提出可能な形に見直しを図ることかどうかという点です。

最後に、簡素化・効率化の観点から、提出方法を紙媒体から電子媒体に変更してはどうかということで、フォーマット等を見直しにつきまして、5点ほど方向性をいただいているところです。なお、「SS」及び「S」の判定基準の明確化については、次回以降のワーキンググループで議論いただくことになっております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。実績報告書の作成要領ですから、かなり実務的なところがありますが、どなたからでも結構ですので、意見等がありましたらお願いしま

す。

○委員長　私の記憶は必ずしも確かではないのですが、ワーキンググループにおいてかなり議論をしたのは、「学術的意義」と「社会、経済、文化的意義」をなぜ最初に区別したのかといった点であったように思います。すべて「学術的意義」なのではないかと。それで、他の委員の方から歴史的な背景を随分ご説明いただきました。

何かご意見はございませんか。実際に今までのいろいろな過程に携わってこられた方も含めて、ご意見があればお願いします。

それでは私から質問させてください。第2期中期目標期間評価では、中期計画の判断区分に「非常に優れている」が加わり、3段階から4段階へ変更されています。ご説明中、法人において4段階は判定しづらいだろうから、法人には3段階で判定していただき、評価者の判断区分として一番上の「非常に優れている」という区分を活用するということがありました。その詳細はどういうことだったのでしょうか。

●　第2期中期目標期間評価については、中期計画の段階判定に「非常に優れている」という一番上の区分を追加していますけれども、法人に自己判定をしていただく際に、いいのか、ほどほどなのか、悪いのかというのは書きやすいと思いますけれども、いい中で良好なのか、さらに上の非常にいいのかというのを自己判断するとき、記述内容として書きにくいところがあるのではないかというような趣旨です。

○委員長　ありがとうございます。何かご意見はございますか。どうぞ。

○　それはいかにも日本的で、自分のところで、あるいは研究業績もそうですけれども、これはすごいんだということならば、堂々と法人自身に言っていただくべきではないかなというふうに思います。どうでしょうか。

○委員長　法人自らが書いていけないということではないですよ。自己主張はしていいということでしょう。

●　確かに委員のおっしゃるとおりであり、日本的なのですけれども、中期計画を4段階判定に変更した今一つの趣旨は、第2期中期目標期間評価では、特に達成状況を判定するときに、例えば現況分析での学部・研究科等の具体的な取組を反映させていく方針としています。中期計画の評価を行うときに、視点として、具体的にどういう成果が得られたのか、どういうグッド・プラクティスがあるのかを見ていくということであり、要するに3段階から4段階目に判定が上がるというのは、グッド・プラクティスがあるという指標のような考えです。日本的ではありますけれども、同時に、そういう意味で評価を通じて大学をエンカレッジしていきたい。

確かに委員がおっしゃるとおりですけれども、ひとつには評価者が、学部・研究科等においてとてもいい取組があった場合、これは非常に優れていると判定できます。さきほどウエイトのところでも話が出ましたけれども、中期計画の判定において、グッド・プラクティスを反映させていった場合、全体の中期計画の数は減少しているものですから、各学部・研究科等の優れた取組が、全体の評価において相対的に強く反映させていくことができます。また、評価結果報告書としても、グッド・プラクティスを分かりやすく明記していくことができるという趣旨であることを、ご理解いただければと思います。

○ 私の理解で言えば、目標期間における中間的な評価がなくなったため、学術的な意義があるとか、社会、経済、文化的意義があるとかいうのは、目標期間終了後の時点で評価することになります。6年前にどのような目標を掲げて研究に取り組んだかというのが、評価時点ではかなり違ってくる。6年の間に状況は大きく変化すると思うのですが、これをどう書き分けるのでしょうか。評価の段階で学術的な価値や社会的に価値があると判断するのでしょうか。ところが、社会はものすごく変化してきており、とりわけ社会科学というのはそれの持つ意味が変わってきていると思います。

また、技術的にわからないのは、最後の研究業績水準判定の資料の中で、平成20、21年度評価の様式とありますけれども、平成16～19年度評価は確かに中間的な評価の書き方だと思うのですが、この平成20、21年度評価というのは、6年間の研究成果を説明する上で、どういう意味を持っているのでしょうか。

● まず、後半からお答えします。第1期中期目標期間では、4年目の平成20年度に、平成16～19年度の評価を行い、その際に、当該4年分の研究データを提出いただきました。そして、平成22年度に、評価結果を確定させるため、平成20、21年度の評価として、残りの2年間を含めた中期目標期間全体の評価を行った際、残りの2年間分の研究データを提出していただきました。第1期中期目標期間評価のときは、実は論文ベースで見えており、4年分でこういう論文があったということ、また残りの2年間でもこういう論文があったということ、そこで切り分けているところです。ですから、研究業績の評価として、例えば、研究は4年間や2年間で区切れないもう少しロングスパンでやっているものも当然ありますけれども、第1期中期目標期間評価では論文ベースで行いましたので、そういうふうに分けられているということです。また、これは学部・研究科等ごとに出していただいている資料です。

前半のお答えとしては、委員のおっしゃるとおりなのですが、まず現況分析は各学部・研究科等ごとに提出いただき、研究業績についても、当該単位で水準判定を行います。中期目

標期間の評価としては、大学全体として当該期間の達成状況を評価することとなっており、各学部・研究科等ごとに中期計画を立て、それを評価するというシステムにはなっておりません。一方で、学部・研究科等の目標は別に設定されており、その目標に合った研究はどういう研究があるかというのも研究評価であろうと思っています。

そのときに、その研究が学術的意義なのか、社会的意義なのか、これは切り分けられるものではないのですが、ただ、実際の大学がやっている研究は、論文を書いて世界的に発表していくという研究もちろんありますけれども、そうでない研究というのは結構たくさんあって、例えば、地方の産業に対していろいろ相談に乗りながら新しい製品をつくるとか、そういう研究を行っているところはたくさんあるわけです。

一例を挙げれば、地場産業の企業の人を集めてスクールみたいな活動を継続的に行い、新しい製品を開発している。ただ、これは学術的な意味の研究かというところ、論文が出ているわけではないです。しかし、社会的な意義は十分にある。その研究の社会に対する貢献はある。もしもその学部・研究科等の目標が、もともと社会とのつながりを重視するものであったら、そういう研究を6年間の社会的意義のある業績として提出いただきたいという趣旨です。提出いただく研究業績を、専任教員の2割程度とかなり数を絞っているのは、目標に合わせてそういう業績を提出いただきたいという仕組みになっていることでもあります。

○ 私はちょっとわからないのですが、学術的意義は比較的わかりやすいような気がしますが、社会的意義については、中期目標期間の6年間ずっと社会的に意義のある研究だったという、6年を通じての意義を評価するのか、それとも状況が大きく変わってきた後、6年経過した時点での意義から評価されるべきなのか、この辺の評価の方法はどうなっているのですか。

● 実は、制度の構造が複雑になっており、まず、中期目標の達成状況評価として、法人が設定した中期目標に対して、目標期間においてそれを達成したかどうかを評価します。また、学部・研究科等の現況分析として、基本的な考え方は中期目標期間が終わった時点での教育、あるいは研究の水準を判断します。その水準を判断した結果を踏まえ、中期目標の達成状況を判断するという構造であり、基本的な考え方は、現況分析は中期目標期間が終わった時点での学部・研究科等の水準を判断するという構造になっております。

それから、先ほど岡本が地場産業に云々と説明差し上げましたけれども、第1期中期目標期間評価のときに学術的意義と社会、経済、文化的意義に区分した理由として、例えば、小中学校用の教科書を執筆している、こういうものはどこで評価してくれるんだという質問もあり、そうした業績については、学術的意義があると判断できるかどうかはわからない。

ですから、大学への社会からの要求として、昔は学術的意義というのは非常に重きがあったけれども、現在、大学に対して、学術的貢献と社会的貢献というのがある意味ではイーブンに、だんだんと社会貢献のウエイトが多くなってきています。また、本機構として試行的評価を始めたときに、ある分野では、学術的に立派な研究をしていれば十分に社会貢献しているのではないかという議論もあつたり、この2つの意義はいろいろなことがこれまでも議論されてきました。今回、双方の意義を有する研究業績の扱いをどうするべきかという疑問に対して、その場合は、双方の区分での提出を可能とする方向で、現在議論を進めていただいているという事情です。

○委員長　　大学で行っている研究は幅広いものですから、理系であれば大体学術的意義だろうと思いますけれども、文系や、理系でも先ほどのように、教科書を執筆するという事等は、どちらかに分類しにくいだらうと思います。それから、第2期中期目標期間評価では、研究業績の提出数を専任教員の上限50%から目安20%へ変更しています。それに伴い、私は、この学術的意義よりも、こういう社会的貢献に関する業績が、今までより増えるのか、減るのかということに非常に興味があります。できれば、社会、経済、文化面での優れた業績が増えてくれば、個性の伸長の観点から望ましいという気もするのですが、その辺は実際に評価を行ってみたいとわからないですね。

それから、第2期目は、中間評価がなくなっています。いろいろな評価項目に対して改善するというアクションは、意外と大学は忘れがちで、言われてみてやっと取り組むことが結構多いのではないかと思います。それ故、中間評価がなくなるというのは大学にとっては結構危険なのではないでしょうか。私の経験上、中期目標期間の最後の段階で、自己評価書を作成し始めたら、あれをやっていなかった、これをやっていなかったということが、いくつかの大学ではあるのではないのでしょうか。

規模の大きな大学でも必ずしも各学部のすべてに常に目配りができるものでもなく、毎年の年度計画はありますけれども、中期目標期間の5年目ぐらいに実施していない計画があつたと気がついても、目標期間内の達成には間に合わないのです。中間評価で進捗状況があまり芳しくなくても、その後の2、3年で随分努力して改善した経験もあります。そういう意味では、内容は調べられませんが、評価項目を満足すべき状態まで改善、実施すべきということ、必要に応じて大学へ発信する必要があるのではないのでしょうか。

ほかにございますか。それでは、何かご意見があれば、金曜日までに事務局までお知らせください。それを踏まえて、ただいまいただいた意見と合わせて、ワーキンググループへ持ち帰っていただき、さらに検討していただきたいと思います。

それでは、今後のスケジュールについて、事務局から説明願います。

● 資料4をご覧ください。「今後のスケジュール（案）」ですが、まず、ご報告といたしまして、昨年度おまとめいただきました評価実施要項（案）につきましては、5月28日に開催されました文部科学省の国立大学法人評価委員会のワーキンググループで一度ご説明させていただいている旨をご報告させていただきます。

また、今後の予定としましては、評価実施要項、あるいは実績報告書作成要領の改定に係る検討状況につきまして、7月27日、8月3日、大阪、東京において、各法人のご担当者を集めた法人向けの説明会を開催させていただく予定です。各法人には、近日中に開催のご案内を通知させていただく予定です。

11月には、国立大学法人評価委員会に確定した評価実施要項をご報告させていただきたいと思っております。また、11月から来年2月にかけて、引き続き実績報告書作成要領（案）と、評価者に行っていただきます評価作業をまとめた評価作業マニュアルの改定について、ワーキンググループで3回程度ご審議を賜った上で、3月頃に本委員会を開催させていただき、ワーキンググループでの検討結果等についてご報告をさせていただければと思っております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。スケジュールに関して、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —